

令和6年(ワ)第 号 仮処分命令申立て却下決定に対する抗告事件

(原審 福井地裁令和4年(ワ)第15号)

関西電力株式会社・高浜発電所1～4号機運転差止仮処分)

抗告人 中畷 哲演 ほか1名

相手方 関西電力株式会社

## 証拠説明書

(甲195号証～甲202号証)

2024(令和6)年4月25日

名古屋高等裁判所金沢支部 御中

抗告人ら代理人 弁護士 笠原 一 浩  
外

号証	標目	作成者	作成年月日	原本・写しの別	立証趣旨	備考
甲195	「人はなぜ御用学者になるのか―地震と原発」(写し) (抜粋：表紙、奥付、82頁～85頁)	島村英紀	2013年7月	写し	地震観測網の整備によって、原発の基準地震動が低水準であることが明らかになったとの地震学者の指摘がなされていること	
甲196	事情聴取書	弁護士甫守一樹	H27.11.9	写し	瀬瀬教授が「実際に起きた地震の地震動について、地震後判明したパラメータを用いても観測記録を完璧には再現出来ず、倍半分程度の誤差が生じるのが通常です。」と述べられたこと	

号証	標 目	作成者	作成年月日	原本・写しの別	立 証 趣 旨	備考
甲197	距離減衰式における地震間のばらつきを偶然的・認識論的不確実性に分離する試み	内山泰生、 翠川三郎	2013.年	写し	距離減衰式における地震間のばらつきの標準偏差に比べ、偶然的不確定性の標準偏差は、最大加速度で60%程度、最大速度で80%程度にもなること	
甲198	原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方	原子力施設等 防災専門部会 防災指針検討ワーキンググループ	2011年11月1日	写し	福島第一原発事故を経て、国内では、「発生確率が小さくても発生した場合には損害が極めて大きい大量の放射性物質の放出を伴う原子力緊急事態において、周辺住民の健康・財産等を防護するため、危機管理の観点から緊急時において迅速で効果的な防護措置が講じられるよう実効性のある避難計画を策定する必要がある。」(1頁)とされ、実効性ある避難計画が不可欠とされたこと。	
甲199	「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について 中間とりまとめ」 (抜粋：表紙、目次、1頁乃至23頁)	原子力安全委員会 原子力施設等 防災専門部会 防災指針検討ワーキンググループ	2012年3月22日	写し	中間とりまとめでは、「東京電力福島第一原子力発電所の事故から学ぶべき教訓のひとつは、過去の原子力あるいは放射線の緊急事態と同様、「過酷事故は起こり得ない」として、その備えが十分でなかった点である。」「旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所事故のような事態は考えがたいとして、敷地外で実質的に防護措置が必要となるような過酷事故の事態を想定してこなかつ	

号証	標目	作成者	作成年月日	原本・写しの別	立証趣旨	備考
		ループ			た。」等の反省がなされていることなど。	
甲200	政府事故調査報告書（最終報告書）「VI 総括と提言」 抜粋：表紙、目次、1～5頁、408頁～424頁	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会	2012.7.23	写し	<p>国が福島第一原発事故を受けて公表した政府事故調査報告書の「総括と提言」の章に、以下の記載があること等（ひいては、福島第一原発事故の教訓）。</p> <p>「リスクの捉え方を大きく転換すること。これまで安全対策・防災対策の基礎にしてきたリスクの捉え方は、発生確率の大小を判断基準の中心に据えて、発生確率の小さいものについては、安全対策の対象から外してきた。一般的な機械や建築物の設計の場合は、そういう捉え方でも一定の合理性があった。しかし、東日本大震災が示したのは、“たとえ確率論的に発生確率が低いとされた事象であっても、一旦事故・災害が起こった時の被害の規模が極めて大きい場合には、しかるべき対策を立てることが必要である”というリスク認識の転換の重要性であった。」「今回のような巨大津波災害や原子力発電所のシビアアクシデントのように広域にわたり甚大な被害をもたらす事故・災害の場合には、発生確率</p>	

号証	標 目	作成者	作成年月日	原本・写しの別	立 証 趣 旨	備考
					<p>にかかわらずしかるべき安全対策・防災対策を立てておくべきである、という新たな防災思想が、行政においても企業においても確立される必要がある。」  (412頁～413頁)</p> <p>『システム中枢領域』にせよ『システム支援領域』にせよ、安全性が確保されていると言っても、それは設計の前提条件の範囲内でのことであって、条件外の事象が起きた場合には、もはや安全性は担保されなくなる。現に、事業者も規制関係機関も、条件外の事象は起こらないとの過剰なまでの自信を抱いていたがゆえに、今回の大津波のように条件を超えた事象に襲われるまで、『システム中枢領域』においてさえも、最悪の事態に陥るのを防ぐ対策が実は『穴』だらけであったことに気づかなかつた。ましてや、『システム支援領域』や『地域安全領域』における安全対策の不備には気づいていなかった。そのことは、安全委員会においても保安院においても、原子力防災計画を決めるにあたって、原子炉の格納容器の損傷による放射性物質の大量</p>	

号証	標目	作成者	作成年月日	原本・写しの別	立証趣旨	備考
					飛散という事態は起こらないと過信して、そういう事態に対応したシステム支援の準備や住民の避難対策を策定してこなかったことに、象徴的に現れている」(415頁)	
甲201	社説	中日新聞社	2024年4月12日	写し	原決定が避難計画の争点に対して判断を示さなかったことに対して「まさか裁判所がこうも軽んじるとは驚きを禁じ得ない」と厳しく批判していること及びその批判内容。	